

## 令和5年度 第1回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和5年8月10日（木）17：30～19：30

場所 市役所本庁舎8階 第一委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、西海枝恵委員、高橋由臣委員、  
本図愛実委員（副会長）、（欠席：村松敦子委員）

---

### 議事要旨

#### 1 開 会

#### 2 市長挨拶

○市長

改めまして皆様こんにちは。

お暑い中、そしてご多用の中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、この仙台市いじめ防止等対策検証会議の委員を快くお引き受けいただきましたことにも、改めて感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

さて、本市では、本年4月に、従来の子供未来局をこども若者局と改組いたしました。いじめ防止対策につきましてもこども若者支援部において、こども・若者施策や相談支援との連携強化を図るなど、引き続き、市政の重要課題として取組みを進めることにしています。

いじめは、どのようなものであっても決して許されるものではなく、本市においても、学校・教育委員会を中心に、まずは未然防止や早期発見という観点で、学校における子ども達へのアプローチのほか、教職員の人材育成や支援に特に力を入れているところです。併せて、こうした取組みが実際の現場で浸透しているのか、或いは、更なる工夫の余地があるのかなど、様々な観点から不断の見直しを行っていくことが重要です。委員の皆様方には、この検証会議で重要な役割を担っていただいておりますので、ぜひ、本会議から、様々な提案をいただければ幸いです。それを、本市の教育行政のいじめの防止に対する改善見直しにつなげて参りたいと考えているところでございます。様々な専門的な視点から活発なご議論をいただき、本市の子ども達が安心して学び、そして健やかに育つように、ご支援をいただければということをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（市長退席）

### 3 委嘱状交付

### 4 委員紹介

### 5 正副会長の選出

「仙台市いじめの防止等に関する条例」第54条の規定に基づき、委員の互選により会議の会長と副会長を選出。会長に氏家委員、副会長に本図委員を選出した。

### 6 議事・報告

#### ○氏家会長

はじめに、会議の公開・非公開についてです。配付しております参考資料の2ページをご覧ください。会議の公開・非公開については、当会議において決定することとなっております。本日の報告や議事は、非公開とすべき内容は含まれないかと思えますので、公開としてよろしいでしょうか。

(委員、事務局 ・ 了)

#### ○氏家会長

それでは、会議は、公開といたします。

次に、議事録署名人についてです。会議の都度、私ともう一人の委員の2名で署名することとしたいと思えます。本日は名簿順で、西海枝委員にお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(西海枝委員 ・ 了)

#### ○氏家会長

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。それでは、「6 議事・報告」に入参りますが、その前に、改選後初めての会議ですので、当会議の役割や目的について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（いじめ対策推進課長）

それでは、本会議の設置目的や所掌事務についてご説明をさせていただきます。参考資料をご覧ください。

本会議は、仙台市いじめの防止等に関する条例の第51条から第54条に規定しているもので、本市及び教育委員会が実施するいじめ防止等のための対策について、検証及び検討を行うことで、対策の効果的な推進を図るものです。会議では、基本的に前年度に実施した取組みについて検証いただき、その結果を毎年度、会長より市長に報告いただき、その内容は、市のホームページで公表しております。

本会議は令和元年度から設置しておりますが、年度ごとに検証テーマを設定し、議論いただいております。お手元の青いファイルには昨年度の報告書も綴じてあります

ので、後程ご参照ください。検証会議の説明については以上です。

## ○氏家会長

事務局から、会議の位置付けについて説明をいただきました。これまで4年間、2年の任期を二期やってきましたが、今回委員が大幅に変わり、進め方において慣れがあってはいけないと思っていますところではあります。

やみくもに検討するというのではなく、条例に基づいて設置されている会議ですし、前年度に実施された事業を検証しますので、対象とすべき範囲は限定されることになるかと思えます。事務局にいろいろと聞いてみる必要もありますし、一回目、二回目の会議はテーマの確認が大きくなるのではないかと考えております。

その上で、仙台市のいじめに関する状況説明について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局（教育相談課長）

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のいじめの状況についてご説明します。なお、令和4年度の調査結果については、まだ公表されておりませんので、令和3年度のデータについての報告となります。

資料1をご覧ください。1ページ、1の認知件数についてです。表1-1をご覧ください。令和3年度の校種別いじめの認知件数は、小学校が10,685件、中学校が1,558件、高等学校及び特別支援学校が28件、計12,271件であり、令和2年度と比較し、小・中・高・特別支援学校のすべての校種で増加しています。前年度と比較し、いじめの認知件数は増加しましたが、経年の変化を見ると、平成30年度から徐々に減少傾向にあると考えております。令和2年度に大きく減少したのは、新型コロナウイルスによる臨時休業の影響が考えられます。表1-3をご覧ください。1000人当たりの件数の政令指定都市間の比較です。昨年に引き続き2番目に多くなっております。本市としていじめの積極的な認知に努めていることが表れている結果と捉えております。

2ページをご覧ください。2のいじめの解消率についてです。表2-1をご覧ください。解消しているとの判断は、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しており、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できていることによります。本市のいじめの解消率は、小学校82.7%、中学校82.5%、高等学校78.6%、全体が82.6%となっており、表2-2の全国の解消率と比較すると、小・中学校で解消率が高くなっております。3の、いじめの態様についてです。表3-1に小学校、3-2に中学校のいじめの態様について種別ごとの件数と割合を示しております。なお、この項目は複数回答可であるため、括弧内の数値は認知件数に占める割合となっております。小・中学校ともに種別の一番上にあります「冷やかしやからかい等」が最も多く、次いで上から3つめの「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」が多くなっております。

3ページをご覧ください。4のいじめの発見のきっかけについてです。表4-1に

小学校、4-2に中学校の、それぞれのいじめ発見のきっかけについて、件数と割合を示しております。小・中学校ともに「学校の教職員等が発見した」という項目の中の「アンケート調査など学校の取組みにより発見した」が最も多く、特に小学校ではアンケートなどによる発見の割合が73.3%と多くなっております。なお、この項目には、定期的実施しているアンケートのほか、学級担任が行う個別面談の中で発見したものなど、学校の取組みの中で確認されたものが全て含まれております。一方、学級担任がいじめを発見したという項目の割合は少なくなっております。この項目は、まさにいじめの現場を学級担任が直接確認した場合になるのですが、一般的に、学級担任の前でいじめ行為を行う児童生徒は少なく、学校生活の中では、担任の目の届かない時間や登下校時などの事案発生が多くなっていることから少なくなっているものと捉えております。また、中学校ではアンケートなどによる発見以外では、「本人からの訴え」が30.1%と多くの割合を占めております。この結果は、児童生徒の発達段階によるものと考えられ、小学校段階では、教職員や保護者など、周りの大人の助けや、出来事を記載するなどの作業が必要となることが多いと考えられます。

4ページをご覧ください。いじめられた児童生徒の相談の状況についてです。表5-1に小学校、5-2に中学校、それぞれの相談状況について件数と割合を示しております。小・中学校ともに区分の一番上の「学級担任に相談した」が最も多くなっております。このことは、学校で相談しやすい雰囲気醸成されている表れであると捉えております。

## ○氏家会長

細かなところまでありがとうございました。令和4年度のデータはまだ公表されておらず、令和3年度が最新だということ、了解いたしました。

仙台市は非常に丁寧にいじめの対応をされていると思っております。いじめの認知件数が高いということは、感度を上げているということになると思います。その誤解がなくなるための、非常にすぐれた資料だと考えております。

また、発達段階によるものはすごく大きいと思います。本人が不快だと思ったことを、小学校の早い段階で自分の口から言えればいいのですが、なかなかそのように簡単に訴えられない場合があるのかと思います。そのあたりが小学校、中学校の数値の差として表れていると説明を伺いながら考えておりました。

仙台市のいじめに関する状況に関して、お気づきのこと等あればご質問いただければと思います。

## ○本図副会長

公的に出る数字としてはよく分かりまして、本当に先生方のご努力がよく分かりました。またどこかの機会で、重大事態に発展しそうな状況について、共有してもらえらる範囲で理解していくことは必要かと思われました。センシティブなので、公にしづらいところだと思いますが、先生方が膨大な時間を費やして対応しておられるのだとした

ら、そういったこともどう考えていけばいいのか、これからさらに新たな対応を考えていく必要があるのか、などの問題意識があります。感想でございました。

### ○西海枝委員

学校事情が分かっており、こういう感じで数値が推移していくのだろうと思う方と、学校は何をやっているんだ、まだこんなにあるんじゃないかと受けとめをされる方がいると思います。なかなか学校現場の感覚と、それ以外の方々の感覚の違いが縮まらないと日々思っています。例えば、冷やかしかからかいは、相手を苦しめたくてやっているというようなものはほとんどなく、何か別なことに向かっている途中で、何かの拍子に起こるといふものが多いと感じています。数字だけではなく、その中身というところも十分見ていく必要があり、多くの人に知っていただきたいということは感想として思っております。

### ○高橋委員

西海枝委員がおっしゃったとおり、学校現場の方々の見方、保護者や地域の方々、こういうものをあまり見られてない方々のご意見は、差があることは私も感じております。また、コミュニケーションの取り方、言葉の交わり方、逃げ方は大人になっても続いていくことですが、言葉を全力で受け止めてしまうと、個々の子どもによってはいろんな影響が出ると感じております。

4ページの、小学校、中学校それぞれ一番下の区分「誰にも相談していない」については、頼るところがなかったから誰にも相談していないという捉え方でいいのでしょうか。そうだとすると、どう対応していくか考える必要があると思いました。

### ○事務局（教育相談課長）

こちらは文科省の質問項目で、今ご質問があったような深いところまでは判断が難しいと思います。これについては、学校の方の解釈で、数値をカウントしていると捉えております。

### ○氏家会長

項目としてのくくりが既に出来上がっているのだと思います。誰にも相談していないという子どもでも、恥ずかしいから相談はできないという人もいるかもしれませんし、ずっと抱え込んでいるかもしれませんし、興味深いところではありますが、おそらくそのあたりはこの聞き方だけでは分からないところかと思えます。

私からも二点ほど質問させてください。

一つは、解消率です。先生方がみんなの前で和解を示させたから解決したということが、かえって後でややこしくなる原因になる場合もあると聞きます。数値から見えてくるものではないかと思いますが、教育相談課の立場で、解消というものについてお気付きのことをお聞かせいただきたいと思えます。

もう一つは、先生方はいじめの対応に大変であると考えられるかどうか。昨年、学校を歩かせていただいたときにも話題として出ましたが、一つ一つのいじめ対応を行っていくと膨大な時間がかかる先生と、これぐらいは当たり前だという先生がいらっしゃいました。この会議で毎年話題になりますが、いじめ対応を業務中にきちんと位置付けていくべきであり、そうすると教員不足で業務の再構成なども考えなければいけないと捉えられるか、などについてコメントいただけたらと思います。

#### ○事務局（教育相談課長）

まず解消率ですが、先ほどお話したとおり3ヶ月という目安があります。いじめの初期対応も大事だけれど、そのあとのアフターケアが重要だということが学校現場に大分浸透してきております。子どもの様子をしばらく見守り、それを保護者にも伝えるというような連携が非常に大事だと認識していますので、その点で解消はしているという判断はできます。一方で、解消したのにまた再発をする、或いは違う子からいじめられるというケースもありますので、先生方には解消という意識よりは、見守りをして、再発の防止という点で見てもらっているところです。また、学校現場では、いじめ対策担当教諭を中心に、定期的に委員会を開いて、全教諭で確認をしながら対応しておりますので、解消に向けて学校でしっかりと取り組んでいると捉えております。

二つ目のご質問、いじめの対応については、学校現場としては大変だという認識がある一方で、すべきであると捉えています。いじめの定義が変わったところから、様々ないじめの認知が多くなってきております。保護者の対応もそれに合わせて増えてきておりますので、対応が難しいケースもあり、かなり学校現場ではいじめの対応は大変だと考えています。一方で、先生方は、使命感を持って対応していると認識しております。

#### ○氏家会長

一つのトラブルを乗り越え、3か月経ち、解消したと思いながらも、また違う形でいじめになるようなことがあって、大変な思いをし、その子どもにとって何も解消になっていないという場合もあり得る訳です。解消率は、この考え方しかないので、まずは解消率という数値に挙がるわけですが、悩ましいと改めて気付かされた次第です。

仙台市教育委員会として把握している仙台市のいじめの状況ということで、一昨年の数値になりますが、速報をいただきました。令和4年度分が出たときにまたご説明をお願いします。

続いて、令和4年度はいじめ防止等対策事業についてです。これに関しては、私たちが注目すべきところに入ってくるかと思えます。仙台市及び仙台市教育委員会で令和4年度に実施されたものについて、説明をお願いします。

#### ○事務局（いじめ対策推進課長）

資料2-1 A3版の一覧をご覧ください。こちらは、いじめ防止等対策として、

仙台市及び教育委員会が昨年度実施した34の取組みをまとめたものです。一番左の列に5つに分類した項目を記載しております。「Ⅰ未然防止に向けた取組み」「Ⅱ早期発見に向けた取組み」「Ⅲ対処としての取組み」「Ⅳ学校・教員への支援」「Ⅴ社会全体での取組み」です。

また、主にいじめ防止対策を目的とした事業に星印を2つ、その他の教育活動を主な目的としながらも、いじめ対策にも資する事業については星印を1つとして整理しております。それぞれの事業の実施状況などにつきましては、資料2-2にまとめております。

はじめに、こども若者局の主な事業についてご説明いたします。13番、いじめ等相談支援室 S-KETの運営について、資料2-2の13ページをご覧ください。S-KETは、令和2年6月に開設した相談窓口で、学校や教育委員会には相談しにくい場合など、学校や教育委員会とは異なる立場で相談に対応しております。弁護士や心理専門の学識経験者などいじめの問題に詳しい専門家が、児童生徒や保護者に寄り添った支援を行いまして、必要に応じて、相談者と学校の間立ち、相談者の悩みの解決に向けて調整を図っております。令和4年度における相談延べ件数は488件で、そのうちいじめに関する相談は延べ252件、実相談者数は67人でした。いじめに限らず、教職員による不適切な指導や、友人や教職員との関係、家庭における虐待、心身の悩みなど、いじめ以外の相談にも対応しております。開設から3年が経過しましたが、学校や教育委員会以外の窓口として、一定の役割を担っているものと認識しております。引き続き、相談者に寄り添った支援を行うため、相談員の対応スキルの向上や、関係機関との連携を図って参ります。

続いて、一覧の33番をご覧ください。こども若者局では、児童生徒や保護者だけではなく、地域の方々など、広く市民に向けて広報・啓発を行い、社会全体で子ども達をいじめから守るという意識が高まるよう取り組んでいます。昨年度は、地下鉄広告や市民利用施設へのポスター掲示、啓発リーフレットの配布、また、伊達武将隊を起用した啓発動画や、いじめ防止に取り組む団体などの取組み事例を作成するなど、専用ポータルサイトの充実や認知度の向上を図りました。「子どもたちを見守るあなたへ」というリーフレットをご覧ください。日頃から子ども達との関わりが多い児童館職員の方々や学校巡視ボランティア、民生委員児童委員、子ども食堂運営団体などに配布し、お役立ていただいております。引き続き、様々な機会を捉えて、市民の方に向けた、広報啓発を進めて参りたいと考えております。こども若者局分については以上です。

## ○事務局（教育相談課長）

教育委員会の方の説明をさせていただきます。様々な施策をさせていただきますので、何個かピックアップして説明いたします。

「いじめの未然防止に向けた取組み」について、3の「いじめ防止に向けた研修の実施」です。いじめの未然防止、早期発見と早期対応について、教員の対応力の向上

を図ることが不可欠です。また、令和5年3月の仙台市いじめ問題専門委員会の答申において、研修を通して教職員のスキルアップが図られるよう示されていることから、教育センターが主催する年次研修や、教育相談課が主催する職能研修の充実を図るとともに、資料2-2の4ページ「いじめ防止マニュアル」を活用しつつ、各学校における校内研修の充実を現在進めているところです。続いて6の「いじめ防止きずなキャンペーン」についてです。5月と11月に実施しているものですが、5月はいじめに向かわない学級や個人の目標を立てたり、命を大切に思いやりの心を育む授業の実践や、いじめ防止きずな宣言カードの記入と活用、児童生徒や保護者に対する啓発、教職員の研修の充実などに取り組んでおります。11月につきましては、以前は、児童生徒代表のリーダー育成のための研修に取り組んでおりましたが、令和3年度の検証会議の提案を受けまして、子ども達がそれぞれの学校で主体的にいじめの未然防止について考える活動「いじめ防止きずなアクション」を実施しております。なお、各学校の取組みにつきましては、市役所本庁舎の1階、また、昨年度は各区の中央市民センターに一定期間掲示をして市民の皆様にご覧いただいております。

次に、項目「いじめの早期発見に向けた取組み」についてです。教育委員会としましては、11「24時間いじめ相談専用電話の設置」、12「SNSを活用したいじめ相談の開設」を行っており、これらによって相談体制の充実を図っています。さらに、児童生徒の1人1台端末にブックマークを登録するなど、相談者の利便性向上のための工夫を、現在さらに進めています。16「学校におけるアンケート調査の実施」について、これは先ほど説明した資料1でもお話したとおり、いじめの発見のきっかけとして最も多いのがアンケート調査であることから、全市一斉に実施する11月のアンケート、各学校においても独自のアンケートを複数回行い、いじめの早期発見と実態把握に努めています。

続いて、「いじめへの対処としての取組み」について、18「いじめ事案の報告」は、教育委員会として、年4回、各学校から報告を受け、情報の共有等、必要な連携を図っています。また、19「いじめ対策支援員の配置」ですが、こちらは元警察官と元教員の20名で構成しております。いじめ事案を抱える小学校に一定期間配置をしまして、教育委員会と状況を共有しながら、学校のいじめ対応の支援を行っています。

続いて「学校・教員への支援体制」についてです。22「いじめ対策専任教諭」はすべての中学校に、23「児童支援教諭」は小規模校の4校除くすべての小学校に配置をしております。それぞれいじめの未然防止や組織的な対応の中心となっています。24「いじめ不登校対応支援チームの学校訪問」は、教育相談課の指導主事にて編成をしております。5月から7月にかけて、今年度は7月31日を最後に、市立全学校188校を巡回して、管理職と生徒指導担当、或いはいじめ対策担当教諭から、未然防止対策や組織的な体制、対応状況などを確認し、指導助言を行って参りました。特に今年度は、仙台市いじめ問題専門委員会の答申を受けての教育委員会で策定したいじめ等防止策の各学校への浸透を図って参りました。

いじめ防止として34の事業すべての充実を図っておりますが、初期対応や児童生徒



に寄り添った相談体制の充実等、特に、いじめ防止きずなキャンペーンでの児童生徒が主体的にいじめ防止に取り組むもの、いじめ不登校対応支援チーム訪問、いじめ防止に向けた研修の充実を図る中で、いじめの認知以降の速やかで適切な対応以上に、いじめが起きない、いじめに向かわない未然防止対策に、これから力を入れていかなければいけないと考えております。

## ○氏家会長

仙台市では、当会議の提案でリーダー研修を行わなくなりました。やっている感が強いのですが実は実効としては薄いのではないかと思います。リーダーになるような児童生徒を育てるのではなく、すべての児童生徒がSOSを出せるようになることが重要です。

今いくつか挙げていただいた中で、いじめ不登校対応支援チームは、平時の学校で工夫してやってらっしゃると気付かされたところがあります。また、S-KETの活動はこの会議では、意図的に外してきました。年度途中からの実施であったこと、一定程度の成果が出ないうちは、テーブルにはあげるべきではないということが理由でした。

事務局より説明いただいた令和4年度はいじめ防止対策事業が、今年度の当会議の主たる対象でもあります。S-KETやいじめ不登校対応支援チームなどが、対象として考えられますが、質問や確認がありましたらお願いします。

## ○本図副会長

資料2-1の一覧表は、このような形にさせていただいたのは今回が初めてだと思います。項目も1から5があり、さらにサブ項目、類型化も大変ありがたいです。星印の軽重も分かりやすいと思いました。

その上で二つございます。命を大切にする教育について、自死予防という点では、ある特定のスキルも必要で、それを理解していくためにモデル校の成果を広めていくことは必要だと思います。一方で、特活、道徳、総合、或いは日々の教科など、いろいろなところで命を大事にする学習が関わっていると思っておりまして、ある何かだけをすればいいのではないという観点があってもいいと思っておりまして。

もう一点。先生方の研修について、管理職の先生方のスキル、考えが気になるところです。いじめ対応について、先程申し上げたようなスキルとしてきちんとやらなければいけない部分、学校全体の先生方との協力も含めて道徳や特活もきちんと有機的に関わらせて、子ども達の発達段階に合わせて対応してくださっている点も、非常に気になるところです。施策の中で、該当するものはありませんが、これをまわしていく校長先生の力、認識、教職員の協力を得る状況の実際が気になるところです。

## ○氏家会長

今の2番目の話は、どれかの項目というよりも全般であり、なかなかこういうものに表れにくいところもあります。校長先生の個性、或いは考え方に寄るところも大きい

かもしれません。細かな校長先生であれば、いろいろな形で教職員への情報の提示を多くするかもしれません。そうではない校長先生にとっては、業務としての場合にやれるのかもしれませんが、力の入れ方としては、相対的に浅くなるかもしれません。

## ○西海枝委員

私が普段から思っていることが、今、本図副会長のお話から出てきましたので少しだけ触れさせていただきます。これらの事業に関して、いらないと思うものはありません。費用対効果みたいなものがあるとしても、例えば相談が少ないから効果がないか、相談が多ければいいのかという、それはいろいろな問題が起こっているということになるので、多いか少ないかでは判断できない。そうすると、どれも必要なものだと思って見ておりました。

学校の立場としては学校教員の支援体制が一番重要で、大変助かると思っています。特に人の配置に関しては、間違いなく助けられており、丁寧に一人一人に対応するためにはなくてはならないものだと思っています。

いじめ不登校対応支援チームの学校訪問についても、自分が携わっていた頃と今では若干の違いがあるかもしれませんが、いろいろな学校を回って、教職員がいじめの認識や対応への共通認識を持つという点で一定の効果があると思います。

研修について、いじめの研修を教育委員会にたくさんやっていただいております。いじめの理解については、初任から中堅と何年もやってきています。校内研修でもやっていますし、一つ一つの問題対応が起こるたびに、校内でケース会議を開いているのも研修になると思います。一方で、未然防止という点では、いじめの理解だけではできなくて、特別活動や道徳教育をどこまで理解して、教師として実践できているかということが大事だと思っています。つまり、元々しなければいけないことの方が、いじめの研修よりも比重が軽くなっているかもしれない。学級担任ならば自分の学級集団を成熟した集団に育てていかなければいけないといった時に、いじめの理解だけ進んでいても集団づくりができません。特別活動で掲げられている目標を言える教員がどのぐらいいるのだろうか。学級活動や生徒会活動、学校行事の関係を有機的に結んで指導している教員がどのぐらいいるのか。元々の教師の仕事が未然防止に繋がるわけで、そこをしっかりとやっていくべきだと思います。いじめの理解はもちろん必要ですが、教師の仕事としてのスキルアップが繋がっていくということがすごく大事だと思っています。

## ○氏家会長

一昨年この会議で、教育センターの教職員相談支援室について、教育相談課が担当している相談だけではなく、教員が研修を受ける場所としての教育センターでもう一度問い直しができ、教員が疑問点を返せるという場所も必要だという話になりました。当初、相談件数が少ないから、このテーブルから外してもいいのではないかと、第2回目ぐらいに外したものの、吟味していく中で、相談件数がゼロだから外すとい

う考え方ではないのではないかとということで、最終的な報告書にはむしろ、重点ポイントとして盛り込んだということもありました。多ければいいのか、数に重きを置いているものではないというおさらいをさせていただいたと思います。

また、未然防止という教育そのものが持っている本来の目的で、自分自身もそうですし、周りの命の大切さも育む力を考えたときには、いじめだけの問題ではありません。おそらく命を大切にする教育に関しても同じです。どのように生かしたか、実践例なども教えていただきたいとよく聞きますが、いじめの方で見えてくるものと、実際、教育活動の中にどのように位置付けられているかといったところでの研修になるのか、教育活動そのものの充実そして本来の目的が大切です。

命に限らず、自分自身、仲間、家族を思うといった繋がり合わせは、何らかの形で一回おさらいをする必要があるという気もしますので、後でまたコメントや質問などもいただけたらと思います。

## ○高橋委員

保護者の立場でお話させていただきます。仙台市PTA協議会に携わる立場として、教育委員会や先生方、外部の専門の方々が取り組まれているということは、他の保護者の方々よりも理解しているつもりです。大人でも仕事をする上で、モチベーションを維持するのは難しいということを私も社会人になって痛感しているところです。一年目の先生、中堅の先生、ベテランの先生といらっしゃいますが、保護者から見れば先生は一年目でも先生だというご意見も多々あります。一方、先生も心が折れるときはあるでしょうし、そういうケアも併せて行わなければ、子ども達の健全育成にも影響が出てくるだろうと思います。

また、学校、地域、家庭というところから、例えばさわやか相談員の配置、児童民生委員の方が当たられるケース、あとは、家庭に帰ってから保護者として、子ども達にいじめのことに對してどういう話ができるか。いろいろな家庭がありますから、先生の仕事は先生に任せなさいという考えの保護者もいらっしゃいます。しかし、教育現場だけではなく、家庭を巻き込んだ研修や取組みも必要なのではないかと率直に思いました。専門分野のところ、先生方が力を合わせてやられているというところですが、保護者がこれだけのことをどれだけ知っているのかなと思います。もっと巻き込んで、もう少し理解を向上させていけば、もう少し力のかげ具合が変わってくるのではないかと、率直な感想でした。

## ○氏家会長

先生方の負担について、PTAの立場で言っていたのだと思います。ただ、待ったなしの部分もあるわけですし、当然保護者や地域の方々からすれば、だからと言って許されるものではないという難しさもあります。一方で、やはり子どもと向き合い最前線にいる先生方はそういうものを職責とし、或いは、人間性として絶対にいじめを起こさせない、子どもが苦しい思いをしている時には、自身で対処できなくてもい

いけれども、先生同士や地域社会にすぐ子どもを守るためのフォーメーションを含めるような技量は持ってなければなりません。

事務局から何かお示しいただけることがありましたら、お願いします。

#### ○事務局（教育相談課長）

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。教育相談課は、事案の対応や学校の教職員への対応について、うまくいかないことの相談を日頃受けていますが、未だに初期対応が良くなかったというケースが少なくありません。それを受けて、研修では、いじめ対応についての内容が多くなっておりませんが、例えばスクールロイヤーに詳しい動画を作っていただいて、それを先日、管理職向けに発出しました。

一方、先ほど指摘がありましたように、初期対応以上に未然防止、教員としてその資質を高めることが必要だと捉えております。小さい子ども同士は特にそうですが、じゃれ合ったり、関わり合ったりしている中で、子どもが何かいじめ行為をしてしまう、やってしまうという気持ちが芽生える前のところで、そこに向かわないための教育は重要だと思います。道徳や特活、学校教育全体の中で、教員がその点についてのスキルを高めるということについて、教育局としてこれから考えていかなければいけないと考えております。

私は学校現場にいた時、未然防止をいかに進めるか、いろいろと悩んだ時期がありました。いじめ防止きずなキャンペーンの「きずなアクション」は、学級づくりができますし、学年や学校全体の生徒会活動を通して未然防止策を子ども達に考えさせることができます。子ども達が考え、集団づくりをして、いじめに向かわない心を育むことができる事業だと思っています。

教育相談課としても、対応だけではなく、これから未然防止のためにどのようなことができるかを考えていく必要があると改めて考えさせられました。

#### ○事務局（こども若者局長）

こども若者局の立場で言わせていただきます。先ほど西海枝委員や本図副会長から、そもそも未然防止の中でいじめに特化することではなく、人間関係の作り方などを含めて、根本的なところを教えることが大事だというご指摘がありまして、全くそのとおりだと思っております。

こども若者局は学校現場を所管している部署ではなく、地域社会全体を対象としています。今年度、支援の対象を39歳位までの困難を抱える方々として組織改正をしました。その中で特に思うのが、若者の居場所の大切さです。様々な困難を抱えている方々が、家庭、学校、職場と様々な場の中で、どう認めてもらえるのか、また、認められる様々な場所があるということが非常に大切だと感じており、こども若者局の今後の施策の中でも重要になると思っております。いじめ不登校の問題も、居場所づくりという点で、こども若者局の施策を進める中で共通する部分があると思っております。学校現場の中で本来的には何をするのか、或いは我々こども若者局として施策

を展開する中で、地域社会の中で本来的に今失われている部分について、施策の中でやっていかなければならないと、お話を聞いて思いました。

また、S-KETの話が出ておりました。高橋委員からも、どこにも相談してないという件数が気になるという話が先ほどありました。こども若者局でも、いじめ問題を所管しているという意義は、学校には相談しづらい場合などに相談していただきたいということです。専門家もおりますし、やはりこうした窓口をできるだけ知ってもらい、いろいろなチャンネルで相談を受けるということが、改めて大事だと話をお聞きして感じたところです。

## ○本図副会長

居場所というお話がありましたが、資料2-1の一覧を再度熟読したときに、今回、ステーションは一覧からは抜けたのでしょうか。入っているのであれば教えていただきたいのですが、中学校にあるステーションは主目的が不適應のお子さんたちの居場所だと理解しています。居場所ということ考えたときに、子ども達が学校の中で多様性を認めていくということでも、ステーションの事業自体は大変重要だと思っています。昨年度の当会議で、ヒアリングにお伺いした際に、ステーションを拝見し、ステーションの子ども達が校庭で体育をやっている同級生をみんなで食い入るように見て、応援していました。こうしたことができるのは、杜のひろぼとは違うと思い、ステーションに行かない子も行く子も、いろんなタイプの子が学校にいていいのだと。一緒にできるところは一緒にやっていくということは、先ほど申しあげました道徳、特活と似ている意味があって、居場所が学校にあるということも、いじめ未然防止という点で大事だと思っています。

## ○氏家会長

本日、一つのテーマに絞るのは難しいと思うので、いろいろな意味での掘り下げができればいいと思います。34の事業について3年間一とおり検討した上で、昨年度、学校にお邪魔させていただきました。ステーションのことについては、昨年度、市立の小中高の学校を訪問した経験に基づく、本図副会長のお話でした。今日は、今の本図副会長のようなコメントや、こども若者局長からいただいた話など、34の事業に縛られずに意見をいただきたいです。私も、いろいろな人がいろいろな生き方をして良いというソーシャルインクルージョンを考えたときに、学校こそがいろいろな人が救われる場所であってほしいと思っています。そうなるためには、先生方の仕事が教育の範囲を超えるところも出てくるかもしれませんし、従来からの教室だけではなく校内の空いている教室をフル活用するぐらいのこともあるかもしれません。

いじめ防止啓発リーフレットを今回拝見して、先ほど申しあげましたが、いじめという言葉に反応していじめがよくないと騒ぐだけではなく、関わりがない人でも異常があったときに助けるというぐらいの気構えを市民が持つことに力を注ぐことで、初めて教育の活動にもゆとりが生まれると思います。このリーフレットからは子どもに

関わるすべての人たちが、学校にはいろんな子がいてもいい、休みたい時には休める、学校には行けるけれど教室には入らなくて済む、という一つのセーフティーネットが校内にあると分かります。ステーションの有効性は、杜のひろばが持っている機能と違う意味で、通える範囲内であって、校内には行けるけれども教室に行かなくてもいいという機能を持っているので、次回検討したいと思いました。

## ○西海枝委員

取組みについて、未然防止、早期発見、対処、支援体制と、この分け方は大変見やすいと思いました。

「いじめは絶対に許されない」という言い方と、「いじめはどこにでもあります」という対極にあるようなフレーズがありますが、これらはどちらに向けた取組みなのかと考えていました。絶対に許されないというフレーズであれば、数字がずっとこのように推移していくというのはいかなるものかという話になりますが、それをしないということは、どこにでもあるというところに立脚して対応しているのでしょうか。絶対に許されないというのは、暴力、恐喝、強要、誹謗、中傷、侮辱とか。許されないけれども、子どもの発達過程に起こりうる人間関係の軋轢はどこにでもあると考えたときに、最悪な事態を起こさないような取組みは、S-KET、相談電話、SNSを活用したもの、ステーションなど。親に言えず先生にも言えない子どものために、こういうところを開発しておくという取組みだと思います。一方で、いじめはどこにでもあるけれどもできればなくしていきたい、未然防止に向けた取組みをしっかりとやっていくと本当に起こったときに対応がスムーズです。普段全くやっていない中で実際に起こると、当然うまく対応するためにも未然防止や早期発見はすごく大事で、そこに向けた取組みとしてどのようなものがあるのだろうかとか、切り口を少し変えて取組みを見ていくということも大事だと思っていました。

いじめ防止きずなキャンペーンやきずなアクションについては、既に学校のやりやすいようにやらせていただける形になっていて、大変助かると感じています。本校の話をする、あえて中学生段階において「いじめ」という言葉を使わずに、きずなアクションのようなものを展開した方がうまくいくと感じています。小学生と中学生では、やり方がまた違うので、学校の状況に応じて活動させてもらえるのは大変ありがたいと思っています。

hyper-QUの実施も助かっています。2回実施しないとうまく結果が生かせないので、できれば2回ワンセットが良いと思っていますが、学校として助かっているものがたくさんあります。それをどう見ていくかという問題もあると思っていました。

## ○氏家会長

いじめの被害側から見るか、加害特性みたいな方を見るかによって整理の仕方も変わってくるのかと思いました。そのため、今回どちらに立脚点を置くかという考えは、なるほどと思いました。

また、hyper-QUは1回実施したからいいものではないと思います。一人一人の生徒だけを見るのではなくて、クラス全体とか人間関係を見る見方は着実に進んでおり、年に2回は必要かと思います。

加害的な見方であったり被害側の見方であったり、授業との絡みであったり、きずなキャンペーンは各学校にいい形で降りているのであれば、さらに強調するような後押しは何ができるのかと考えていました。

## ○高橋委員

このリーフレットを見させていただき、先ほども申し上げましたが、家庭や地域、大人はどうすることができるか、私自身も周知していければと思いました。また、配るだけでなく、何かもう一つ展開できるところで、問題提起できるような流れができれば、もっと広がっていくのではないかというところが感想の一つです。

また、子どもの居場所というところ、多様性やダイバーシティーなどいろいろと言葉はありますが、授業には参加できない子どもがいるかもしれません。授業の一コマの出席を気にされている親、子どもにもプレッシャーがかかるというところ、特に中学生は高校受験がありますので、本当は行かなければ駄目だという気持ちを抱え、一方勉強はしっかりとしていて、それなりの点数は取れるが教室には行けないという子どももいるかもしれません。そのようなプレッシャーをどう解消する必要があるかというところ。真面目に教室に行き、嫌な思いもして、きちんと登校している子たちから見れば、それで同じ評価なのかと、もやもやするところがあるかもしれません。頑張っている子どもをどのように認めていくかは今後の課題かと思います。一人一台端末があるので、できるかできないは別として、家から授業を受ければ良い、そうすればいじめを回避できる人がいるという意見があるかもしれない一方で、コミュニケーションをとらないという回避の仕方がいいのかなど、意見が出てくるはずですので、その辺をどう展開していくべきなのかということも思っておりました。

## ○氏家会長

GIGAスクールという考えによっては、学校に行かないことで解決するのであれば登校しないという選択肢もあるということです。欠席する子どもがいた時に、学校を欠席する子どもは悪いと言うのではなく、そういう生き方もあるというところから考えて、先ほど西海枝委員もおっしゃいましたが、最悪の事態だけは避けるためにどこまでは譲歩できるのかという部分と、そのためには誰がどのような理解をしていくべきなのか、学校でやれることとやれないこと、市民全体に理解していただかなければいけないことと、市民のある人たちには特に理解していただかなければいけないことがあるときには、こういうリーフレットは有効だと思ったところです。

きずなキャンペーンが学校で実施しやすくなっているということ、いじめ不登校対応支援チームが機能しているということ、S-KETの活動等について、私としてはこの辺を検証したいと思っています。また、市長に結果を出すわけですから、教育現場だけ

できないところなど、市長部局で実施すべきことについても、見ていかなければいけないのではないかと考えております。

ただ、今日の話の中でこれにしましょうと言い切れるところまではいかないものです。例えば、命を大切にする教育の話題が挙げりましたが、いじめだけに特化して事業をやっているのではなく、理科の授業で生命について学習するということも、未然予防の中に含まれる要素もあるかもしれません。ステーションの活用は、目的が不登校対策かもしれませんが、議論対象となるかどうか、いじめの一時回避として教室には入らない、しかし校内には居場所があるということの安心感という見方ができるのであれば、もう少し掘り下げた情報もいただきたいと思います。

本日の議論の中から、資料として追加で出せるもの、或いは話題にしたけれども私どもの認識が不足している部分、またはもうすでに学校ではやっているということなどの説明を次回事務局にお願いします。また、この会議は何十回もやるものでもなく、最大でも4回ほどです。昨年は1回目2回目を終えた上で、学校長に意見聴取をさせていただきました。資料により会議の場だけで議論するか、それとも学校訪問か、関係する方にご意見を聞くような場を作るものがあるのか、という方法論についても次回は具体的に詰められたらと思います。テーマがまとまりつつありますが、まだ今日は確定しませんので、掘り下げたいテーマや具体的な進め方については、委員の方々にも考えていただき、次回までの宿題にさせていただきます。

それでは、資料3「令和4年度報告での当会議からの提案への対応」ということで、令和4年度の提案がどのように反映されているか、事務局から説明いただきます。

## ○事務局（教育相談課長）

それでは資料3をもとに、令和4年度の提案への対応状況についてご説明させていただきます。

1の「仙台市いじめ実態把握調査」についてです。こちらについては、目的の確認と、教職員の負担軽減の手法の整理を行っているところです。目的は、家庭において児童生徒が保護者と話し合いながら回答する機会を作ることにして、名称を、「いじめ実態把握調査」から「仙台いじめアンケート」と変更することを進めております。また、このアンケートの結果の報告については学校には求めず、年4回行っているいじめ事案報告の提出の中に入れ込むようにします。アンケートの内容は、令和3年度に精選しましたが、回収や、その後の事務処理において、教職員の負担を配慮するように、今後検討を進めたいと考えています。

続いて2の「学校生活アンケート調査」についてです。いじめの未然防止や早期発見のツールとして、全市立中学校での活用を引き続き進めていくところですが、回数や小学校での実施について要望を受けておりますので、今後、小学校高学年へ広げていくことについて検討を進めております。

3の「教職員以外の専門職」については、効果的な活用の周知を図るために、「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック」を作成して、今年の3月に市内の全教



職員に配布しました。仙台市いじめ問題専門委員会の答申においても、専門職の活用について指摘されていることから、活用についての現場への研修等の充実を今後詰めていきたいと考えております。

4の「いじめ対策担当教諭」についてです。こちらは、市内の全中学校と小規模校4校除く小学校に配置をしております。校内のいじめ対策の中心となっていることが、いじめの解消率が全国より上回っていることに繋がっているものと考えており、学校の中心となっていじめの対策業務に注力できるように、配慮についても、今後も進めていきたいと思っております。

5の「情報モラル教育」についてです。インターネットの健全な活用については、学校における情報モラル教育と家庭への啓発が不可欠だと認識をしております。仙台市GIGAスクール推進協議会と、家庭の情報モラル推進部会において、リーフレットの作成とその効果的な活用について、今後検討を進めて参ります。

#### ○氏家会長

ありがとうございます。1月に報告を出してから、年度が変わる中、ほぼ半年で対応を進めていただいていることに感謝申し上げます。今後も継続して対応いただき、この部分はどのように改善が可能だが年数がかかるとか、できないこともあるなどお知らせいただきたいと思っております。委員の皆様から何かありますか。

#### ○本図副会長

今、会長がおっしゃったように、年度末に報告書ができてから、これだけ対応してくださり、本当にありがとうございます。

現在はこういう見通しということで、大変ご努力いただきありがとうございます。一方で、一年経ってどうでしたかとお尋ねしたくなりますので、引き続き、お願いいたします。また、私たちが提言したことが100%正しいわけではないと思っておりますので、効果という点においても、逆に教えていただくということも含めて、またお伝えいただきたいです。

#### ○氏家会長

今年度の検証テーマ、また、検証の方法まで進められれば良かったのですが、お話してみますと、いろいろと見えてくるものもありますし、ますます見えなくなってきた部分もあるように思います。いじめ不登校対応支援チームやS-KETについては、この会議としては扱ってこなかった部分ですので、まっさらな状態で扱いやすいかと思っております。また、未然防止に関しても話題に挙がりました。未然防止に限らず、学校や教員にできること、学校や教員ではできないこと、家庭ができること、家庭ではやはり困難であること、地域社会に関わってもらうこともあるかと思っております。また、教育の本来目的から考えると、いじめだけということではなく、いじめの防止も含めた上での教育活動と、先生方がよりよく取り組めるようにするための研修や仕組みづくりにつ

いても話がありました。

今回挙げてもらったものの中では見えない部分、まだまだ本当は違う部分もあるのかもしれないので、それも踏まえて今年度の検証に関するテーマについて、委員の皆さんに考えていただき、事務局と相談の上、検証テーマを2回目の会議で検討させていただきたいと思います。それでは議題については、これで終えたいと思います。

## 7 その他

特になし

## 8 閉 会